

改正建築基準法が施行されました！

さる6月20日から改正された建築基準法が施行されましたが、木造住宅（2F以下、500㎡以下、最高高さ13m以下、軒高さ9M以下）に関してまとめて見ました。

現在のところ設計士が確認申請を出す分には従来とほとんど変わりませんが、上記4号建築物で「確認の特例」を適用することを確認申請書で明示しなければなりません。

一方、鹿児島市の建築課によると確認申請書に添付するチェックリストを作成し、それぞれの内容を確認できる図面番号を記入するようになっています。新聞等にもありますが、今回の改正は法律のみが先に決まり、具体的な適用が曖昧なため、それぞれの検査機関で対応がまちまちになる可能性があります。事前に問い合わせして簡単な方で確認の申請をしたほうが良いでしょう。ただ、提出後の変更差替えは一切できませんので提出前に施主との細部打合せや、提出書類の確認は十分行わなければなりません。

また、心配されました構造計算書の添付は今のところ見送られておりますが、今後要求されることも考えられます。

姉齒の構造計算偽装に端を発した「ヒューザー」の破産で被害者は二重のローンに苦しめられております。この不利益を防ぐために、住宅瑕疵担保法が5月に制定されておりますが、これは売主（建設会社・不動産業者）に瑕疵担保の為に保険加入か、供託を義務付けています。欠陥が見つければ保険金で修理できるのですが従来の瑕疵担保と違うのは、仮に売主が倒産した場合は住人が直接請求できる仕組みになっています。ただし、欠陥隠しには保険金は下りませんので、被害者救済の為に基金も考えられているようです。とはいえ、1500万円未満の建築ばかり請け負う業者は建設業の許可が要らないので、保険加入の義務はありません。契約の際は保険加入を確認することが必要です。しかし、この制度が施行されるのは2009年秋頃になりそうですのでいろいろ条件は代わることも考えられます。

いずれにせよ、今後確認作業に時間がかかる事は確実です。施主様と契約する際はそのために時間を十分にとって施工日程を決めないで、大変なことになるかねません。プラットの打合せも早めに済ませて図面を確定しておかないと、確認後の変更は確認申請のやり直しとなりますのでくれぐれもご注意ください。

【情報】

「第2回甲突川源流ウォーク」があります！

日時 平成19年7月28日(土)AM9:30~PM3:00

場所 かごしま子ども文化のさと(鹿児島市郡山町2933 Tel.245-6171)

参加費 300円(保険料)

持ってくるもの 弁当、水筒、着替え、帽子、軍手、タオル、防虫スプレー等
甲突川上流を歩き、八重の棚田へ、昼食後木工教室。自然を満喫できます。

「7月29日」は参議院選挙です！

「山を守り、自然を守る」 国会議員を選出するために選挙に積極的に参加しましょう。

【定休日】

7月は1, 7, 8, 14, 15, 21, 22, 29日となります

8月は4, 5, 12, 13, 14, 15, 19, 26日となります

ご協力お願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

